

総務委員会議案説明資料

令和 7 年 2 月 2 6 日

件 名	頁
1 第 3 8 号議案 足立区地下鉄サリン事件風化防止啓発推進条例	2

(危機管理部)

第 3 8 号議案説明資料

令和 7 年 2 月 2 6 日

件 名	足立区地下鉄サリン事件風化防止啓発推進条例
所管部課名	<u>危機管理部</u> <u>危機管理課</u>
内 容	1 概 要 本条例は、平成 7 年 3 月 2 0 日に発生した地下鉄サリン事件について、風化防止のため区民に対し積極的な啓発を行うことで、地下鉄サリン事件に関する区民の認識を深めるため、本条例を制定するものである。 2 制定内容 (1) 目的 地下鉄サリン事件の風化防止を積極的に啓発することにより、事件に関する区民の認識を深めること。 (2) 区の役割 区は、区民の認識を深めるための積極的な風化防止の啓発活動に努め、事件が発生した 3 月 2 0 日を中心に、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努める。 (3) 国等への働きかけ 区は、国等に対し、地下鉄サリン事件の風化防止に関する積極的な働きかけを行っていく。 3 条例案 別紙のとおり 4 施行年月日 令和 7 年 2 月 2 8 日 5 今後の方針 令和 7 年 3 月 1 8 日～2 7 日まで区役所にて、地下鉄サリン事件発生から 3 0 年に伴う回顧展を実施する。

○足立区地下鉄サリン事件風化防止啓発推進条例

令和 7 年 2 月 ●● 日 条例第 ● 号

足立区地下鉄サリン事件風化防止啓発推進条例を公布する。

足立区地下鉄サリン事件風化防止啓発推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、平成 7 年 3 月 2 0 日に神経ガスのサリンにより多くの死傷者を発生させた地下鉄サリン事件について、風化防止のため区民に対し積極的な啓発を行うことにより、地下鉄サリン事件に関する区民の認識を深めることを目的とする。

(区の役割)

第 2 条 区は、地下鉄サリン事件に関する区民の認識を深めるため、積極的な風化防止の啓発活動を行うよう努めるものとする。

2 区は、地下鉄サリン事件が発生した 3 月 2 0 日を中心に、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(国等への働きかけ)

第 3 条 区は、国等に対し、地下鉄サリン事件の風化防止に関する積極的な働きかけを行っていくものとする。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。